

「医療情報データベースの運営等に関する検討会」  
開催要綱

## 1 目的

本検討会は、医療情報データベース基盤整備事業で構築した医療情報データベース（以下「本データベース」という。）の本格運用に向けて、本データベースの運営等に関する課題について検討することを目的として開催する。

## 2 検討事項

- (1) 本データベースの本格運用時におけるデータの利活用のあり方に関する事項
- (2) 本データベースの本格運用時における費用負担のあり方に関する事項
- (3) その他、本データベースの運営等に当たって必要な事項

## 3 構成員等

- (1) 本検討会は、別紙の構成員により構成する。
- (2) 本検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。座長は、会務を総括し、本検討会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代行する。
- (4) 本検討会は、必要に応じて、構成員以外の専門家及び有識者から意見を聴くことができる。
- (5) 本検討会における検討に必要な特定の事項を調査・検討するために、本検討会の下にワーキンググループを置くことができる。
- (6) 本検討会の構成員等は、議事に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 4 運営

- (1) 本検討会は、医薬・生活衛生局長が構成員等の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会は、原則として公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には非公開とすることができる。
- (3) 本検討会の庶務は、医薬・生活衛生局安全対策課が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の協力を得て行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、座長が本検討会に諮って、その取扱いを定める。